

診療報酬に関する院内掲示

■長期収載品の選定療養について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から患者様が後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬で、先発医薬品（長期収載品）の処方をご希望される場合は、選定療養費として自己負担が発生いたします。

〈対象となる医薬品〉

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換え率が50%以上である長期収載品 ※バイオ医薬品を除く。

〈対象外となる場合〉

- ・医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・入院中の患者様へ処方した場合

〈自己負担額〉

長期収載品（先発医薬品）の薬価と後発医薬品で一番高い薬価の価格差の4分の1相当を選定療養費としてお支払いいただきます。 ※別途消費税

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。